伊勢崎市指令　第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

伊勢崎市長　　　　　　　　　　　印

移住支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

　　　年　月　日付けで申請のあった伊勢崎市移住支援事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、伊勢崎市移住支援事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により、通知します。

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　交付条件等

⑴　次の事項に該当することになった場合は、伊勢崎市移住支援事業補助金交付要綱第１２条第

２項の規定により、伊勢崎市移住支援事業補助金の全額又は半額の返還を請求します。

ア　全額の返還

　　　　・虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

　　　　・申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。

ただし、第３条第１項第３号ア（一般の場合）、イ（専門人材の場合）又はエ（関係人口に関する要件のうち（ウ）（地域の担い手確保））の要件を満たすことにより、補助金の交付を受けた場合に限る。

　　　　・第９条に定める書類を提出しないとき。

　　　　・起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

　　　　・申請日から３年未満に市外へ転出したとき。

イ　半額の返還

　　　　・申請日から３年以上５年未満に市外へ転出したとき。

⑵　この通知書は、フラット３５（地方移住支援型）の金利引下げの適用や日本政策金融公庫に

よる新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際に必要となります。